

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 28（情）第 2 号）

第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表 5 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 28 年 3 月 14 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「文部科学省が本年 1 月 28 日に実施機関に対し検定中教科書の閲覧問題に関し調査報告を求めたがこれに関する文科省に対する報告並びにこれに付随する決定、処分、教職員への通達など関係する文書」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、実施機関が文部科学省に対して報告した平成 28 年 2 月 22 日付けの「教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に係る調査表【類型①】、同【類型②】及び同【類型③】」（以下「第 1 次調査表」という。）及び同年 3 月 15 日付けの「教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に係る調査表【類型①】、同【類型②】及び同【類型③】」（以下「第 2 次調査表」といい、「第 1 次調査表」と「第 2 次調査表」を総称して「本件対象文書」という。）を特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同年 3 月 28 日付けで審査請求人に通知した。

なお、当該処分が行われたことを審査請求人が認知したのは、同年 4 月 6 日であった。

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 4 月 8 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

教育関係職員，特に教育長，校長など高位の教職員の処分検討資料などについては公益性が高く，個人情報保護よりも公開を優先すべきであり，全てを公開すべきである。また教科書閲覧の問題は社会的関心事であり，公開は実施機関の義務である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書に記載する本件処分を行った理由は，おおむね次のとおりである。

1 本件請求の対象となる行政文書に「教職員の処分の検討資料など」がない理由について

本件請求が行われた時点（平成28年3月14日）において，検定中の教科書閲覧等の問題に係る処分又は行政措置の検討を行っておらず，「教職員の処分の検討資料など」は作成又は取得していない。

2 「開示しない部分」の不開示理由について

本件対象文書の「開示しない部分」（別表1のとおり）は，いずれも条例第10条第2号本文に規定する「個人に関する情報であつて，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。そして，これらの情報が，条例第10条第2号ただし書のイないしハの不開示情報に該当するかについて検討した結果，次のとおり判断したものである。

まず，検定中教科書の閲覧問題については，新聞等においてその事実は公にされているものの，関係者の氏名等は公にされていないものではないため，条例第10条第2号ただし書のイの「慣行として公にされ，又は公にされることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

また，これらの情報が，「人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」でないことは明らかであるから，同号ただし書ロに該当するともいえない。

さらに，検定中教科書の閲覧をした者が，同号ただし書ハに規定する公務員等であり，検定中教科書を閲覧する行為が，関わった者の職務に係る部分を含まないとはいえないとしても，教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるこうした問題に関わったこと等は，当該個人に分任された職務の遂行内容に係る情報とはいえないから，同号ただし書ハにも該当するとはいえない。

先に述べたとおり，検定中教科書の閲覧問題については，新聞等においてその事実は公にされているから，これらの情報が公にされた場合，関係者等の間には，個人が特定されるおそれがあり，これまで知られていなかった事実等がこれらの者に明らかになることにより，当該個人が誹謗中傷の対象とされ，精神的苦痛を受けるなど，権利利益を害するおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、前記第2の1のとおり、検定中の教科書閲覧等の問題に関する文部科学省への報告等関係する文書の開示を求めるものである。これに対して、実施機関は、第1次調査表と第2次調査表を本件請求に係る対象文書として特定し、本件処分を行ったものである。

検定中の教科書閲覧等の問題とは、平成26年度以前に、複数の教科書発行者が厳格な情報管理が求められている検定申請本（検定中の教科書）を教員等に閲覧させた上で意見を聴取した事案や、その対価として金品を支払っていた事案等が発覚した問題で、実施機関は、文部科学省から平成28年1月28日に提供された教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する情報（教科書発行者が教科書を閲覧させた相手方教職員等〔以下「調査対象者」という。〕の氏名、閲覧させた教科書の学校種・教科及び閲覧させた日時等のリスト）を基に、教科書採択への影響等について調査（以下「本件調査」という。）を行い、文部科学省に対してその結果を第1次調査表及び第2次調査表の二段階で報告したものである。

なお、第2次調査表について文部科学省へ報告したのは平成28年3月15日であるが、実施機関によれば、本件請求があった日の前日には既に組織的に共有されている状態にあったため本件請求に係る対象文書としたということであった。

また、審査請求人は教育関係職員の処分検討資料など（以下「処分検討資料等」という。）について全てを公開すべきである旨主張しているが、実施機関は処分検討資料等を作成又は取得していないため、本件請求の対象文書としなかった旨説明することから、以下、その妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件請求時点では、検定中の教科書閲覧等に係る処分又は行政措置の検討を行っておらず、処分検討資料等を作成又は取得していないため、対象文書としていない旨説明する。

実際に実施機関では、検定中の教科書閲覧等の問題に係る処分等について、平成28年3月28日付けで服務監督権者から訓告又は嚴重注意の行政措置（以下「本件行政措置」という。）が行われた旨、翌29日に記者発表していた。

実施機関に確認したところ、本件行政措置を行うことについては、平成28年3月23日に担当職員が起案し、同月25日に教育長が決裁した後、同日付けで市町教育委員会を管轄する教育事務所等に対し、服務監督権者である市町教育委員会から所管の小・中学校の教職員に対して行政措置を講じるよう通知したということであった。

そうすると、本件請求時点では、本件行政措置を行うことについて、対象者、処分又は行政措置の内容等を検討する段階になく、処分検討資料等を作成又は取得していないという実施機関の説明は特段不自然・不合理とはいえない。

よって、処分検討資料等を本件対象文書としなかったことは妥当である。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象文書の「開示しない部分」は、いずれも条例第10条第2号本文の不開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断して本件処分を行っていることから、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(1) 条例第10条第2号本文該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（中略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、第1次調査表のうち【類型①】及び【類型②】については別表2のとおり、【類型③】については別表3のとおり、第2次調査表については別表4のとおり、いずれも表形式で、調査対象者ごとに記載されていることを確認した。

本件対象文書の「開示しない部分」は、調査対象者の氏名とともに記載されていることから、全体として条例第10条第2号に規定する「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当すると認められる。

(2) 条例第10条第2号ただし書該当性について

条例第10条第2号では、同号本文に該当する個人情報であっても、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、例外的に開示しなければならない旨規定している。

本件調査の調査対象者は、大学教員や検定中の教科書閲覧等を行った当時、既に退職していた者等一部の者を除いて、ほとんどが公務員等であり、検定中の教科書を閲覧する行為が、これら公務員等の職務に関連する部分を全く含まないとはいえないとしても、組織としての活動ではなく、あくまで個人的な活動にすぎず、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる問題に関わったこと等は、当該個人に分任された職務の遂行に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハに該当しないものと認められる。

また、実施機関は、本件調査の結果を文部科学省に報告したことについて、平成28年2月23日と3月15日の2回、「広島県教育委員会 NEWS RELEASE」を報道機関に提供し、実施機関のホームページで公表するとともに、同年3月29日、本件行政措置の実施について記者発表資料として公表していたが、当審査会においてこれらを見分したところ、いずれも調査対象者等の氏名及びその所属については記載されていないことを確認した。

そうすると、実施機関が不開示とした情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、条例第10条第2号ただし書イに該当しないものと認められる。また、これらの情報の性質及び内容から、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の「開示しない部分」は、条例第10条第2号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(3) 条例第11条第2項該当性について

本件対象文書の「開示しない部分」は、前記(1)で述べたとおり、調査対象者の氏名とともに記載されていることから、全体として条例第10条第2号に規定する「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するものと認められるが、氏名を不開示とした場合のその他の情報について、条例第11条第2項の規定による部分開示の可否を検討する。

なお、当審査会で本件対象文書の「開示しない部分」を見分したところ、調査対象者の氏名を除き、不開示とされた情報は次のとおりである。

ア 「現在の所属」欄、「当時の所属」欄、「申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位(小学校)」欄中の「平成22年度の所属」欄及び「平成26年度の所属」欄、「申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位(中学校)」欄中の「平成23年度の所属」欄(以下各欄を総称して「所属」欄という。)の記載の一部

イ 「現在の職位」欄、「当時の職位」欄、「申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位(小学校)」欄中の「H22年度の職位」欄及び「H26年度の職位」欄、「申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位(中学校)」欄中の「H23年度の職位」欄(以下各欄を総称して「職位」欄という。)の記載の一部

ウ 「採択への関与」欄中の「具体的な関与事項」欄(以下「関与事項」欄という。)の記載の一部

エ 「採択状況」欄の記載の一部

オ 「備考」欄の記載の一部

カ 「日時」欄の記載の一部

実施機関に確認したところ、これら不開示とされた情報は、たとえその一部分であっても公にした場合、閲覧した教科書の学校種及び教科が既に開示されており、また、調査対象者と同じ学校等に所属している教職員等教育関係者であれば、普段から各教科の研究会の開催や研究成果の発表等を通じて各教科の専門性を有する教職員の情報(以下「専門的教職員情報」という。)を有し

ていることから、この情報と照合することにより、学校等が特定され、ひいては調査対象者個人が識別され得るということであった。

行政文書に記載された個人に関する情報については、特定個人の識別可能性の判断に当たって、特定の情報を有している関係者等以外の者が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるか否かを基準とすることが原則である。

しかし、本件行政措置は、検定中の教科書閲覧等の問題において教科書発行者から金品を受け取った者を対象としたものであるから、本件行政措置が行われた者（以下「本件行政措置対象者」という。）にとって、本件行政措置が行われたという情報は、検定中の教科書を閲覧して意見聴取に応じ、その対価として金品を受け取るという不適切な行為を行った事実を示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきである。そうすると、本件行政措置対象者については、当該個人が識別された場合に私生活上の権利利益が害されるおそれがあると考えられるから、本件行政措置対象者と同じ学校等に所属している教職員等教育関係者（以下「特定教職員等」という。）を基準として、特定個人の識別可能性の判断を行うこともやむを得ないと認められる。

以下、このような考え方により、特定個人の識別可能性を判断する。

ア 「所属」欄の記載の一部について

「所属」欄には、検定中の教科書を閲覧した当時の所属、閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属及び現在の所属として、学校等の機関等（以下「所属学校等」という。）に所属している調査対象者にあつてはその所属学校等を示す情報が、所属学校等に所属していない者にあつてはその時期における本人の状況等がそれぞれ記載されていた。

これらの一部には、学校名のほか、所属学校等の設置者である市町の規模等により所属学校等が特定される可能性のあるもの、本人の状況等に係る特定の情報が記載されており、これらを公にした場合、閲覧した教科書の学校種・教科と「校長」、「教頭」を含む職位の多くが開示されていることから、特定教職員等以外の者（以下「一般人」という。）が通常入手し得る他の情報と照合することによっても、所属学校等が特定されるなどし、ひいては調査対象者個人が識別され得るものと認められるため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

しかしながら、これらに当たらない調査対象者に係る情報については、一般人が通常入手し得る他の情報と照合しても、所属学校等の特定につながるものとは認められないし、このうちの本件行政措置対象者に係る情報について、特定教職員等を基準として当該者が有している専門的教職員情報と照合しても、所属学校等の特定につながるものとは認められないから、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められず、開示すべきである。

イ 「職位」欄の記載の一部について

「職位」欄には、検定中の教科書を閲覧した当時の職位、閲覧したとされ

る教科書の採択期間中の職位，現在の職位がそれぞれ記載されており，これらの欄に記載された情報のうち不開示とされたものについては，公にした場合，調査対象者の多くを占める教職員の職位が「広島県教育関係職員録」（以下「職員録」という。）により公表されていること及び閲覧した教科書の学校種・教科が開示されていることから，一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

したがって，条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当するものと認められるため，実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ウ 「関与事項」欄の記載の一部について

「関与事項」欄には，検定中の教科書を閲覧した行為の教科書採択への影響を調査する観点から，調査対象者が検定中の教科書を閲覧した日時に関連して「教科調査員」や「選定委員会委員」等の採択に関与し得る立場にあった場合，その立場に係る情報が記載されている。

実施機関が不開示とした「関与事項」欄の記載の一部は，教科調査員や選定委員会委員を限定する情報であり，これを公にすると，限定された教科調査員や選定委員会委員の人数は数名程度の場合があることや，閲覧した教科書の学校種・教科が開示されていることから，一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより，特定の個人が識別され得る情報であると認められるため，実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

エ 「採択状況」欄の記載の一部について

実施機関に確認したところ，第 1 次調査表【類型①】及び【類型②】の「採択状況」欄の一部には，不開示とした「所属」欄の記載の一部と同様の情報が記載されているため，「所属」欄の取扱いと合わせて不開示としたということであった。

前記アで述べたように，所属学校等が特定されるなどし，ひいては特定の個人が識別され，又は他の情報と照合することにより識別されることとなるものについて，実施機関が不開示としたことは妥当であるが，所属学校等の特定につながらない情報については，特定の個人が識別され，又は識別され得るものとはいえ，条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当するとは認められないため，開示すべきである。

また，【類型③】の「採択状況」欄には，閲覧した教科書の学校種・教科に係る教科書の採択状況として，調査対象者の所属する教科書採択地区において，検定中の教科書を閲覧する前に採択されていた教科書の発行者と閲覧した後に採択された教科書の発行者が記載されている。

これらの情報が公になると，閲覧した教科書の学校種・教科が開示されており，また，調査対象者の当時の職位が「教育長」であることから，市町が特定され，ひいては調査対象者個人が識別されるおそれがあると認められる。

よって，【類型③】の「採択状況」欄は，条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当し，実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

オ 「備考」欄の記載の一部について

「備考」欄の一部には、特定の学校名が記載されており、これを公にすると、閲覧した教科書の学校種・教科が開示されていることから、一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得るものと認められる。

したがって、「備考」欄に記載されている特定の学校名は、条例第10条第2号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

カ 「日時」欄の記載の一部について

【類型③】の「日時」欄には、検定中の教科書を閲覧した日付として、年度が記載されており、これが公になると、前記イで述べたとおり調査対象者の多くを占める教職員の職位が職員録により公表されていることや、前記エで述べたとおり、調査対象者の職位が「教育長」であることなどから、その職位にあった期間が推測されることにより、市町が特定され、ひいては、調査対象者個人が識別されるおそれがあると認められる。

よって、【類型③】の「日時」欄は、条例第10条第2号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

文書名		開示しない部分
第1次調査表	類型①及び類型②	「現在の所属」欄の記載，「現在の職位」欄の記載の一部，「当時の所属」欄の記載，「当時の職位」欄の記載の一部，「氏名」欄の記載，「申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（小学校）」欄の記載の一部，「申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（中学校）」欄の記載の一部，「採択への関与」欄の記載の一部，「採択状況」欄の記載の一部，「備考」欄の記載の一部
	類型③	「現在の所属」欄の記載の一部，「当時の所属」欄の記載の一部，「氏名」欄の記載，「日時」欄の記載，「採択状況」欄の記載
第2次調査表	類型①及び類型②	「現在の所属」欄の記載，「現在の職位」欄の記載の一部，「当時の所属」欄の記載，「当時の職位」欄の記載の一部，「氏名」欄の記載，「採択への関与」欄の記載の一部
	類型③	「現在の所属」欄の記載の一部，「当時の所属」欄の記載の一部，「氏名」欄の記載，「日時」欄の記載，「採択状況」欄の記載

別表 2（第1次調査表【類型①】【類型②】）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				⑮		⑱		㉑		㉔
										⑪	⑫	⑬	⑭	⑯	⑰	⑲	⑳	㉒	㉓	
1																				
2																				
3																				
⋮																				

- ①都道府県，②現在の所属，③現在の職位，④当時の所属，⑤当時の職位，
 ⑥氏名，⑦発行者，⑧日時，⑨学校種・教科，
 ⑩申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（小学校），
 ⑪平成22年度の所属，⑫H22年度の職位，⑬H26年度の所属，⑭H26年度の職位，
 ⑮申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（中学校），
 ⑯H23年度の所属，⑰H23年度の職位，
 ⑱採択への関与，⑲採択への関与の有無，⑳具体的な関与事項，
 ㉑採択状況，㉒申請本閲覧前の採択（発行者），㉓申請本閲覧後の採択（発行者），
 ㉔備考

別表 5

第 1 次調査表, 第 2 次調査表【類型①】※一番左側の列の数字

番号 (※)	欄	開示が妥当であると判断する部分
1	現在の所属	終わりから 5 文字目から終わりまで
	当時の所属	終わりから 5 文字目から終わりまで
2, 7, 23, 29, 30, 32, 41, 55	現在の所属	1 行目
	当時の所属	1 行目
	平成 22 年度の所属	1 行目
4	現在の所属	1 行目
	当時の所属	1 行目
	平成 26 年度の所属	1 行目
	採択状況 (閲覧前)	2 行目
	採択状況 (閲覧後)	2 行目
5, 6, 8, 26, 33, 64, 65	現在の所属	1 行目
	当時の所属	1 行目
	平成 26 年度の所属	1 行目
9, 15, 68	現在の所属	1 文字目から 2 文字目まで
13, 38, 47	現在の所属	1 文字目から 2 文字目まで
	当時の所属	1 行目
	平成 23 年度の所属	1 行目
14, 24, 31, 39, 40, 45, 46, 48, 49	現在の所属	1 行目
	当時の所属	1 行目
	平成 23 年度の所属	1 行目
17, 56, 58, 59, 60, 71, 72, 73	現在の所属	1 行目
	当時の所属	1 行目
20, 21	現在の所属	全部
	当時の所属	全部
	平成 26 年度の所属	全部
22	現在の所属	1 文字目から 2 文字目まで
	当時の所属	全部
	平成 26 年度の所属	全部
34, 51, 52	現在の所属	1 文字目から 2 文字目まで
	当時の所属	1 行目
	平成 22 年度の所属	1 行目
54	現在の所属	1 文字目から 2 文字目まで
	平成 26 年度の所属	全部

番号 (※)	欄	開示が妥当であると判断する部分
61, 62	現在の所属	全部
	当時の所属	1行目
	平成22年度の所属	1行目
	平成26年度の所属	全部
74	現在の所属	全部
	当時の所属	全部
	氏名	全部

第1次調査表, 第2次調査表【類型②】※一番左側の列の数字

番号 (※)	欄	開示が妥当であると判断する部分
2	平成22年度の所属	1文字目から2文字目まで
3	現在の所属	全部
	当時の所属	全部
4, 6, 8, 32, 37, 52	現在の所属	1行目
	当時の所属	1行目
	平成26年度の所属	1行目
5, 13, 23	現在の所属	1文字目から2文字目まで
7, 9, 15, 48, 50, 51, 54	現在の所属	1行目
	当時の所属	1行目
	平成23年度の所属	1行目
11, 21, 22, 24	現在の所属	1文字目から2文字目まで
	当時の所属	1行目
	平成22年度の所属	1行目
16	平成22年度の所属	1文字目から2文字目まで
17, 18, 29, 45, 49, 55, 58	現在の所属	1行目
	当時の所属	1行目
	平成22年度の所属	1行目
25	現在の所属	全部
	当時の所属	1文字目から2文字目まで
	平成26年度の所属	全部
26, 28, 34, 35, 36	現在の所属	1行目
	当時の所属	1行目
47	現在の所属	1文字目から2文字目まで
	当時の所属	1行目
	平成26年度の所属	1行目

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 6. 3	・ 諮問を受けた。
29. 1. 30 (平成 28 年度第 10 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 2. 20 (平成 28 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 30 (平成 28 年度第 12 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 25 (平成 29 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授